

# 伊勢市 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

## 1. 対象工事

伊勢市が発注する工事（営繕工事を除く）において、主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

## 2. 適用

以下の積算基準の間接工事費の工種区分を適用する工事で、当初契約が令和8年4月1日以降の工事に適用する。

三重県県土整備部制定積算基準

農林水産省土地改良工事積算基準

漁港漁場関係工事積算基準（公益財団法人全国漁港漁場協会）

水道実務必携

## 3. 用語の定義

### (1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温による。

### (2) 工事期間

「工事着手日」から、「工期末前の受発注者間で協議した日」までの期間のうちで、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間の合計をいう。

なお、工事期間に年末年始を含む工事では、年末年始休暇分として6日間、6月、7月、8月又は9月を含む工事では、夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間は含まない。

### (3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{工事期間}$$

## 4. 積算方法

### (1) 補正方法

現場管理費率の熱中症対策補正は、工事期間中の日最高気温等の状況に応じて算出し、現場管理費率に加算する。

なお、熱中症対策補正は最終変更契約において行うことを基本とし、熱中症対策補正值の算定は、次によるものとする。

$$\text{熱中症対策補正值} (\%) = \text{真夏日率} \times 1.2$$

## (2) 現場管理費の補正

### 1) 積算基準（共通編）の工種区分を適用する場合

ア 現場管理費の補正は、次によるものとする。

$$\text{対象純工事費} \times \{(\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正值} + \text{熱中症対策補正值}\}$$

イ 「緊急工事の場合」による現場管理費率の補正を重複して適用する場合の補正值の上限は、全ての補正值を合計（補正值＋熱中症補正值）して2.0%とする。

ウ 真夏日率及び熱中症対策補正值は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

### 2) 積算基準（港湾関係編）の工種区分を適用する場合

ア 現場管理費の補正は、次によるものとする。

$$\text{対象純工事費} \times (\text{現場管理費率} + \text{補正值} + \text{熱中症対策補正值})$$

イ 「緊急工事の場合」による現場管理費率の補正を重複して適用する場合の補正值の上限は、全ての補正值を合計（補正值＋熱中症補正值）して2.0%とする。

ウ 真夏日率及び熱中症対策補正值は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

### 3) 積算基準（機械編）の工種区分を適用する場合

ア 現場管理費の補正は、次によるものとする。

$$\text{現場管理費対象額} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{熱中症対策補正值})$$

イ 真夏日率及び熱中症対策補正值は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

### 4) 水道実務必携の工種区分を適用する場合

ア 現場管理費の補正は、次によるものとする。

$$\text{対象純工事費} \times \{(\text{現場管理費率標準値} \times \text{補正係数}) + \text{補正值} + \text{熱中症対策補正值}\}$$

イ 「施工時期が真夏日となる場合」による現場管理費率の補正を重複して適用する場合の補正值の上限は、全ての補正值を合計（補正值＋熱中症補正值）して2.0%とする。

ウ 真夏日率及び熱中症対策補正值は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

## 5. 気温の計測方法等

工事着手前に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するものとする。

### (1) 計測方法

気温は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の測定値を用いることを標準とする。なお、環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることもできることとするが、その場合、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

(2) 計測結果の報告

施工計画書に基づき、計測結果の資料を監督員へ提出するものとする。

6. 条件明示等

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温等の状況に応じた現場管理費の補正を行う試行対象工事である旨を、特記仕様書により明示するものとする。

7. その他

この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の双方の協議により定めるものとする。

附則

この要領は令和8年4月1日から施行する。